

令和2年10月29日
令和3年1月20日修正

「SNSを活用した消費生活相談の試行」について

消費者庁新未来創造戦略本部では、コミュニケーションツールとして定着している SNS を活用した消費生活相談の在り方を検討しております。

今般、徳島県及び広島市において、無料通信アプリ「LINE」を活用した消費生活相談窓口を試験的に開設し、相談を受け付けることとなりましたので、お知らせします。

【実施内容】

対 象： 徳島県内及び広島市内にお住まいの方

実施期間： 令和2年11月1日（日）～ 令和3年1月31日（日）※
※月曜日及び火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

相談時間： 16:00 ～ 20:00〔水曜日・木曜日・金曜日〕※
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年1月20日（水）
～令和3年1月31日（日）の期間は以下のとおり相談時間を短縮します。
16:00 ～ 19:30〔水曜日・木曜日・金曜日〕
13:00 ～ 17:00〔土曜日・日曜日〕

相談内容： 消費者トラブル全般

運営主体： 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

【本件に関する問合せ先】

消費者庁新未来創造戦略本部 担当者：岡本、鍋島、山口
電 話：088-600-0033、0008、0071（直通）
F A X：088-622-6171

消費者庁消費者政策課 担当者：新垣
電 話：03-3507-9186（直通）